

答 申 書

—明石市都市景観形成基本計画の見直しについて—

平成 22 年 11 月 15 日

明 石 市 都 市 景 観 審 議 会

平成 22 年 (2010 年) 11 月 15 日

明石市長 北口 寛人 様

明石市都市景観審議会
会長 安田 丑作



都市景観形成基本計画の見直しについて (答申)

平成 21 年 11 月 2 日付け明都景諮第 1 号で諮問のありましたみだしのことについては、慎重に審議した結果、別添の「明石市都市景観形成基本計画」(改定案)の通り見直すのが適当であると認めます。

なお、この計画の運用に当たっては下記の点に留意し、明石らしい都市景観形成のための取り組みを一層積極的に推進されたい。

記

1. 都市景観条例に基づく景観行政の推進

市は、都市景観条例に基づく各施策を引き続き実施するとともに、適宜、その見直しに努めること。また、今後の市民意識の高揚と景観まちづくりの進展に応じて、景観法に基づく取り組みの活用を検討すること。

2. 行政による先導的な取り組み

景観まちづくりの推進にあたっては、市職員一人ひとりの意識を高めるとともに、特に、公共空間の整備においては、行政が先導的な事例を示すように取り組むこと。

3. 三者協働による取り組み

景観まちづくりの推進にあたっては、市民・事業者が本計画の考え方や施策の方向等を理解し、それぞれの立場で主体的に取り組むことが期待される。そのためには、市は、市民・事業者・行政(市)の三者協働による景観まちづくりの積極的な啓発及び広報活動に努めること。

< 参考資料 >

- 1 諮問書
- 2 審議会委員名簿
- 3 計画策定までの流れ
- 4 市民説明会・意見公募の実施概要

明 都 景 諮 第 1 号

平成 21 年(2009 年)11 月 2 日

明石市都市景観審議会

会長 安 田 丑 作 様

明石市長 北 口 寛 人

都市景観形成基本計画の見直しについて (諮問)

明石市都市景観条例 (平成 4 年条例第 1 号) 第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 都市景観形成基本計画の見直しについて

明石市都市景観審議会委員名簿

職務	氏名	所属(職業等)
会長	安田 丑作	神戸大学名誉教授
副会長	八木 雅夫	明石工業高等専門学校建築学科教授
委員	伊藤 太一	彫画家
委員	茨木 一成	郷土史家
委員	辻 信一	(株)環境緑地設計研究所 統括研究員
委員	安谷 満喜子	パウ環境色彩計画(株) 代表取締役

計画策定までの流れ

平成 21 (2009) 年度 第 1 回明石市都市景観審議会 (平成 21 (2009) 年 11 月 2 日)
・都市景観形成基本計画 (改定素案) の概要について (第 1 章・第 2 章・第 3 章)



平成 21 (2009) 年度 第 2 回明石市都市景観審議会 (平成 21 (2009) 年 12 月 11 日)
・都市景観形成基本計画 (改定素案) の概要について (第 4 章)
・市内視察 (推進地区候補地など)



平成 21 (2009) 年度 第 3 回明石市都市景観審議会 (平成 22 (2010) 年 2 月 5 日)
・都市景観形成基本計画 (改定素案) の概要について (第 5 章・第 1 章～第 4 章修正案)



平成 21 (2009) 年度 第 4 回明石市都市景観審議会 (平成 22 (2010) 年 3 月 26 日)
・都市景観形成基本計画 (改定素案) の概要について (第 1 章～第 5 章修正案)



計画書改定素案の作成



市民説明会の実施 (平成 22 (2010) 年 8 月 5 日～8 月 12 日)



意見公募の実施 (平成 22 (2010) 年 8 月 16 日～8 月 31 日)



平成 22 (2010) 年度 第 1 回明石市都市景観審議会 (平成 22 (2010) 年 10 月 26 日)
・都市景観形成基本計画 (改定案) について



計画書の作成



公表

市民説明会・意見公募の実施概要

【市民説明会の実施概要】

開催日：平成22(2010)年8月5日(木)、8月10日(火)、8月11日(水)、
8月12日(木)

開催場所：生涯学習センター、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市
民センター

参加人数：合計53名

説明内容：明石市都市景観形成基本計画(改定素案)の概要について

【意見公募の実施概要】

募集期間：平成22(2010)年8月16日(月)～8月31日(火)

募集方法：市民説明会、ホームページ、広報誌による意見募集の案内

意見の募集は、持参または郵送、ファックス、Eメールによる

公募内容：明石市都市景観形成基本計画(改定素案)について

回収件数：合計15件(11人・1団体)

意見内訳：序章 景観とは……………0件

1章 明石のめざす景観……………0件

2章 景観類型別基本方針……………0件

3章 地域別資源と景観形成の方針…8件

4章 推進地区……………1件

5章 景観まちづくりの推進方策…4件

計画全般、その他……………2件

【意見の概要】

- ・明舞団地の「まちかど・眺望点景観」の整備が望まれる。
- ・子午線ライン（高家寺から柿本神社、天文科学館、忠度経正、馬塚など平家ゆかりの史跡、人丸教会、中崎公会堂、大蔵海岸と続くライン）を郷土愛惜の心で整備し、全国発信してほしい。
- ・朝霧駅から眺める明石海峡大橋が一番美しいと思うが、観光・集客に結び付いていない。例えば、お茶を飲んだり、食事をしたりできるような集客施設が設置できないかと思う。
- ・西明石駅周辺においては、「にぎわいのある」景観形成を目指すところがあるが、昼は「色」で、夜は「光（照明）」で、昼夜を通じて、「にぎわい」・「なごみ」ある景観形成を行ってほしい。
- ・魚住地域の景観形成の方針である、歴史・伝統の保全・活用は良とするが、その内容を多くの人々に知ってもらうためにも、「西国街道」をよりPRしてほしい。
- ・JR魚住駅周辺について、商業地としてのデザイン統一があったほうがよいのではないか。また、電線地中化の促進はできないのか。
- ・東二見の景観形成に対する要望として、「東二見大橋—安政山—緑地—みなと記念ホール」—帯を取り上げ、広く知ってもらいたい。
- ・明石の西部地区のシンボルづくりが必要である。
- ・海岸線、大蔵海岸及び西部海岸は明石にとって大きな財産である。地元の人々が誇りを持ち、外部から羨ましがられる、海と人と生活がうまく融合したまちづくりを行ってほしい。
- ・町内会会則に景観に関することが記載され、また景観担当役員が活動するような取り組みは、景観まちづくり推進の意識の向上に寄与すると思う。
- ・「わがまちあかし景観 50 選」について、実際現地で見ると、その保存状態をどうするのか疑問に思う。
- ・「景観」について行政が関心を持っていることがわかった。今後、都市景観条例についてもPRが必要である。
- ・落ち着いたある素晴らしい公共空間を出現させるには、カラーコーディネートデザインは大変重要であり、基礎デザインのスタート時よりカラーコーディネーターの参加が不可欠である。明石らしいゆとりのあるまちなみ実現に向けて、丁寧で細やかなプランの練り上げを行ってほしい。
- ・住民の参画と協働による計画づくりを願う。
- ・都市計画法における地区計画との整合性はどうか。